

## 第 37 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要（案）

日時 平成 30 年 11 月 15 日（木）10 時 00 分～11 時 10 分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室 B～C

<決定事項、宿題事項など>（★は宿題事項）

- ・ 供給地点特定番号、及び、受電地点特定番号の変更はどのようなケースに必要となるか、またその変更の頻度を確認する。また、変更となった場合に、小売電気事業者への連絡を早める方法は無いか検討する。★
- ・ 会議メンバーの小売電気事業者は、検針日カレンダー変更時のお知らせ方法について、わかり難いと考えている一般送配電事業者が有ったならば、事務局までご連絡いただく。★
- ・ 統一化帳票の実装案、zip ファイルの解凍後のファイル名を明記する。★
- ・ 統一化帳票の実装案、命名ルール案についての意見を集約する。★
- ・ 統一化帳票の実装案、一般送配電事業者各社の提供単位の判断結果を確認し、開示する。★
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認（資料 1）

前回議事録について事務局より説明。特段の意見なく、承認された。

2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況（資料 2）

事務局は資料 2 を用い、スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗や回答を説明した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者，→：小売電気事業者以外）

- ・ No.39、前回の会議では、多量の一括申請のため翌営業日に回答が間に合わない場合、どの程度の期間で回答を得られるかという事について感覚でも構わないため答えていただきたいとした。状況によって変わり、一概に答えられないとの回答は、重々承知している。また、回答にある通り、可及的速やかな対応については、是非、お願いしたいと思っている。

なお、「延長日数の調査をすれば、その分回答が遅くなる」という事について、厳密にあと何日必要となるかという回答を求めている訳ではなく、およそ 1 日、3 日といった感覚論で良いため、何らかの問い合わせ際には回答いただきたいと考えている。

- 一般送配電事業者の意見を集約したところ、各社、ご要望は理解しており、お問い合わせに対してはなるべく柔軟に対応するという事である。あと何日必要となるかというアナウンスを一般送配電事業者から随時で行う事は、その手間で回答が遅れることとなり、なかなか難しいということをご理解いただきたい。

3. 統一化帳票の取得自動化に関する実装案について

事務局は資料 3 を用い、統一化帳票の取得自動化に関する実装案を説明した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者，→：小売電気事業者以外）

- ・ 実装時期について、10 電力一斉に実装するのか。それとも五月雨式に実装するのか。

- 基本的に 10 電力一斉に、3 帳票同時に実装することを考えている。ただし、現時点で時期未定である。（事務局）

- ・ p3、命名ルール案は現在、日本語が含まれているが、半角英数字のみの組み合わせにならないか、マルチバイトよりもシングルバイトの方がシステムで処理する際にトラブルが生じ難いため、要望している。

→ ご要望が多ければ対応可能と考えている。ご要望された部分は、単純に見ただけの話であれば、一般送配電事業者側のシステムへの影響は少ないものと考えられる、ご意見を集約したい。(事務局)

- ・ 発電者の仕訳後の電力量のお知らせの中に、卒 FIT 電源の発電量も入っているのか。

→ 資料 4、p11にある通り、卒 FIT 以降も、契約のある小売電気事業者に発電実績は提供予定と聞いており、含まれるとの理解である。(事務局)

⇒ 卒 FIT が始まるころの 2019 年 11 月には、発電実績取得の自動化を希望している。その辺りの検討もあり、実装のスケジュール感については、早めに提示いただきたい。

→ 法的分離に向けたシステム改修が優先されており、法的分離は 2020 年 4 月のため、早くともそれ以前には統一化帳票は実装されない。法的分離後も、何らかのシステムトラブルや、何らかの制度変更に伴い優先されるシステム対応があれば、実装スケジュールはそれらの影響を受けるものと考えられる。(事務局)

⇒ 例えば、2021 年 3 月末までに実装されるという見通しはないか。

→ 今の時点で、明確なスケジュールを申し上げることは出来ない状況である。(事務局)

- ・ p3、zip ファイルの解凍後のファイル名も明記いただきたい。

→ 基本的には、拡張子の「.zip」が「.csv」に変更となるのみ思われるが、確認の上明記する。(事務局)

- ・ p4、の 3. 2) について、一般送配電事業者各社が提供単位をどのように判断したかについて、いつでも情報提供いただけるか。

→ 現状いただいている情報はあがるが、今の段階で開示して良い情報であるか分からないため、確認した後に回答する。(事務局)

- ・ 提供単位が各社でバラバラである状況は、各社の既存システムの仕様もあり、統一が難しいことは理解するものの、標準をいずれかに設定できないか。例えば、各社の大規模改修時に、標準側の仕様に合わせることで、長期の 10 年、20 年スパンで仕様を徐々に統一していくことが出来るのではないかと考えている。それにより、50 年後、100 年後も仕様がバラバラというような事態は避けられると思う。

→ ご意見はごもっともかと思う。ただし、一般送配電事業者も考え方が様々あり、小売電気事業者側のアンケートにおいても意見が分かれている状況。それらをどう判断し、今すぐいずれを標準とするか、早々に設定することは難しい。(事務局)

⇒ 当然、小売電気事業者においても既存のシステム仕様が有り、一般送配電事業者に限らず小売電気事業者の意見も調整が必要な問題であるかと思うが、少なくとも、全ての小売電気事業者は、一般送配電事業者各社の仕様がバラバラの現状を良いと考えていないと思う。長いスパンでの仕様統一について検討をしていく必要があるものとする。

→ 小売電気事業者は既存システムに準じ要望を出されている様子も見受けられるため、将来的なシステムはいずれが良いかという観点でアンケートを取ってみる必要もあるものと考えられる。対応を検討することとしたい。(事務局)

#### 4. 低圧 FIT 卒業電源の対応について

事務局は資料 4 を用い、前回会議資料からの改定箇所を説明した。また、寄せられた質問について、資料 4 別紙 1 を用いて回答を説明した。主な質疑は以下の通り。

##### ■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

- ・ 今後、卒 FIT 電源のオーナー様へご案内を差し上げる時を考えれば、FIT 期間満了日の確認について、各オーナー様に約

10年前の契約書を探し出していただく必要があると考えている。卒 FIT 電源のオーナー様の年齢層的には、60～70 歳のお年を召された方も想定され、10 年前の古い契約書を探し出していただくという事が、心理的な障壁にならないか懸念している。資料 4、p5 の、FIT 期間満了日を確認しなければならない前提の業務フローについて、負担軽減をお願いしたい。

→ スwitching 支援システムはスitching の橋渡しをするという主旨のもと仕様が決められているため、FIT 買取期間を確認する仕組みを現状、備えていないことはご理解いただきたい。話は少しスitching 支援システムから離れるが、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会という別の会議体では、卒 FIT 電源を有効活用するための方策が議論されているところである。ここでは、旧一般電気事業者に限らず、小売電気事業者が、現在購入している FIT 電源の契約期間満了日を各発電者へお知らせする方向になったと聞いている。契約期間の情報を個人情報保護という壁を越えて共有するのはなかなか難しいところであるが、発電者は約 10 年前の契約書を探し出す必要は無く、お知らせをもって満了日を把握できるはずである。

・ No.7 の回答について、遡及再点が不可能ということは理解したが、例えば、託送契約申込を行った際に、事業者側の都合でエラーとなりなかなか申込が出来ず、本当は明日からの再点申込を行いたかったものの、接続が明々後日となった場合、その申込自体が出来ないという事になるのか。

→ 接続供給開始日に遡及日を申込みことは出来ない。電源側の再点は、供給側の再点の様に、発電者による電源のスイッチのオンオフで完了するものではなく、基本的に系統の接続作業が必要となるため、そもそも遡及という概念は無い。(事務局)

⇒ 今の件について、遡及が無いことは理解する。一方で資料には無償逆潮を避けるようにとあるが、無償逆潮になった場合の再点申込はどうなるのか。

→ 万一、卒 FIT 電源が無償逆潮の状態になった場合、その卒 FIT 電源は系統に接続されており、再点の申込み対象ではない。無償逆潮の状態にある卒 FIT 電源については、現買取者が一般送配電事業者である低圧 F I T 電源の資料 4、p 4 のときと同様に、システム外での申込となる。(事務局)

→ 補足すると、システム外でのスitching 申込みという定義になる。無償逆潮と言っても、発電者と一般送配電事業者との間で連系契約は有るが、系統へ流された電気はどこの BG にも流れない状態である。一般送配電事業者の架空の BG から新買取者となる小売電気事業者の BG にスイッチをするという概念が、現時点で妥当とされている整理である。

・ 資料 4 別紙 1 No. 9、受電地点特定番号が変更されることがあるのか、という質問に対する回答について、要望である。供給地点特定番号もしかりであるが、基本的には受電地点特定番号は全ての需要家のキーコードになるものと考えており、この会が発足するころ、私は事務局側に属していたが、その際に一般送配電事業者とは、原則は供給地点特定番号を変えない、ただし、やむを得ない場合は変えることもあるということを確認したと認識している。したがって変えないことが原則であり、軽々しく変更するものではないと認識しており、そのことは是非、改めて一般送配電事業者で確認いただき、あまり変わることが無いように心掛けていただきたい。

その上で、万が一、受電地点特定番号を変えなければならない事態になった場合に、ご質問にある通り、供給側は 3 か月前に連絡があるということはマニュアルに記載があるのか。

→ その様なことは無く、受電側の記載と同じく、スitching 支援システムへの変更反映日の当日までに連絡があるとしている。なお、供給側は、やむを得ず事後になるという表記があったかもしれない。(事務局)

⇒ スitching 支援システムへの変更反映日当日までということは、一般送配電事業者事業者がシステム上で登録される日までという意味か。

→ スitching 支援システムの設備情報照会に反映される日という意味である。(事務局)

⇒ 当日ということならば、前日まで分からず、急に変更となるという事であるか。

→ その様なケースがどういった場合に発生しているか把握していないが、一般送配電事業者からはこれまで、そのような回答を受けている。(事務局)

⇒ 供給地点特定番号、及び受電地点特定番号はキーコードとなっており、小売電気事業者としてもシステム対応が必要となるため、予めそれら番号が変更されるといった情報を得ることは重要と考えている。番号の変更が事前に分かるのならば、可能な限り早く通知をいただけるよう、その方法について引き続きご検討いただきたい。

→ 承知した。(事務局)

⇒ 仕様検討当時は、自治体の統廃合程度しか例に挙げられておらず、それほど多くは無いとの認識であったと記憶している。

・ 今の話では、システム仕様の検討において、「原則は供給地点特定番号を変えない、ただし、やむを得ない場合は変えることもある」という前提で話を進めているという事であった。以前、この会議で、供給地点特定番号を変えるのは避けていただけないかという要望が挙げられ、広域機関が調査した結果、変更は有る事であり、変更を前提としたマニュアルとなっているとのことで、変更があればなるべく一般送配電事業者からお知らせするという事で、一旦この会議では、小売電気事業者としてはその回答が良いとは言えないものの、運用上難しいということもあり、渋々、承知したことが有ったかと思う。名前は出さないが、ある一般送配電事業者の担当者と話しているとき、変えることは有るとの前提での運用となっていると聞いた。実態として、それを是とする部分もあると考えられ、従前の前提からずれてきているのではないかと思う。いずれにしても、なるべく変えない様にさせていただきたいということが、全ての小売電気事業者にとっての要望であると思う。

→ 持ち帰り、確認させていただく。(事務局)

→ 一般送配電事業者としても、簡単に変更があってはコスト的にも問題があり困ることとなる。ただし、例えば、自治体の統廃合などが有れば、番号には町名等とのリンクが有り、変更が必要となる。それ等の様な避けられない事情がどういった場合に出てくるのか、どのような頻度等は確認させていただきたい。

⇒ 自治体の統廃合以外においても、変わる事があると聞いており、いかがか。

→ 例えば数が増えすぎたため等で変えることも有るかもしれない。どのようなケースで変更が必要となり、どのような頻度となるかについては確認させていただく。

・ 資料 4、p5、廃止中の受電地点の再点において、例えば、発電者が変更となっており、発電者が FIT 期間の満了日を知らないケースも有るか考えられるが、その様な場合はどうすればよいか。

→ 仮定しているケースは、例えば、太陽光パネル付の物件があり、その太陽光パネルが FIT 期間を満了しているか否か分かっていないようなケースであろうか。しかし、現実的に、FIT 期間を確認せずに物件の売買契約を交わすようなことは考えられないと思われる、基本的に FIT 期間の満了日は、引き継がれるものと考えられるのではないか。

⇒ 設備情報照会において「廃止中」のステータスならば、必ず FIT 電源という認識で良いか。

→ 転居等で不在となれば、FIT 買取期間中においても廃止中となる事は有り得ると考えられる。(事務局)

→ 物件に人が居住しておらず、電源が系統から切り離されている場合は、例え FIT 買取期間中であっても廃止は有り得る。発電側における廃止は、系統からの遮断とイコールであるが、FIT 買取期間中ならば廃止が無いという事ではない。

## 5. 検針日程カレンダーの周知について (電気事業連合会)

電気事業連合会は、資料 5 を用い、前回会議で意見のあった検針日程カレンダーの変更について説明を行った。

### ■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

・ 検針日程カレンダーが変更された際、どこが変わったかという事については、若干、各社でばらつきがあるものの、基本的には変更箇所を掲載している。元々、検針日程というものは地域別に作られており、後から FIT 期間満了日として急激に注目されており、少し追いついていない所があるかもしれないが、少なくとも変更したとの情報発信は、突然に変わるということは無く、事前にお知らせを行っていると聞いている。

・ 2 番目の回答について、変更情報は HP 上での周知とあるが、カレンダー自体が掲載されることは分かるが、変わったという

事は、HP に掲載されるのか。

→ 変わったという事については各社、HP で周知していると聞いている。例えば、どこの会社がわかり難いという事があれば、直ちに修正できるものか分からないものの、お知らせいただきたい。

⇒ 担当者から分かり易く記載している会社と、分かり難く記載されている会社があると聞いており、各社、分かり易い方に改善の余地があれば、対応いただければと思う。

・ 例えば、いずれかの一般送配電事業者が覚えていないが、ある会社では託送 HP の変更をメールで通知する機能が設けられており、その機能の中で、小売電気事業者へ検針日の変更をメール通知いただいている会社もある。そのような周知の手段があれば、需要家への周知は難しいと思うものの、小売電気事業者は料金計算等にも影響があるため、ぜひ、その対応は継続いただきたく、また、その他の会社において同様の機能があれば、その取り組みを実施いただきたいと考えている。一方で、別の取り組みを実施したからといって、既存の取り組みをやめることは避けていただきたい。

→ ご意見について、各社へお伝えすることとする。

○ 次回は、12/20（木）10:00～12:00 豊洲事務所にて開催予定。

以 上